



分科会 11 ジェネリック医薬品のさらなる推進

W-11-05

ジェネリック医薬品の適正な使用について ～病院薬剤師の視点から、実践を通じて考えること～

ありやま りょういち
有山 良一

横浜市総合保健医療センター 診療部課長

国の推進するジェネリック医薬品（以下 GE）使用促進策とその理解、DPC 適用施設の拡大に伴い、GE の最大のメリットである低価格性を活かした医薬品費の縮減に取り組む医療施設が増加している。また保険薬局においては平成 22 年度診療報酬改定により、GE 使用促進策として報酬上のインセンティブが付加され、今後の更なる使用促進が期待されている。しかし一方、これらの国の政策、日本ジェネリック製薬協会や健康保険団体等の推進策にも拘わらず、GE に対する根強い偏見や誤解があり、未だに 30% 以上の保険処方せんが GE 変更不可として発行されている。

GE の利用は高齢社会と財政逼迫の時代における社会の要請であり、先進諸外国では既に広く使用されているにも拘わらず、我が国では未だに GE の品質や企業の情報提供に対して漠然とした不安を抱く医療従事者も少なくない。各種の調査によれば、どれも国民は専門家である薬剤師や医師から勧められれば、安価な後発医薬品を使いたいと答えている。保険薬局薬剤師、病院薬局薬剤師、共に GE 使用促進の要であり、国民からの期待は大きい。

保険薬局においては、医薬分業の理念を踏まえ、医師が処方した成分の医薬品を薬剤師が数ある製剤の中から最もその患者さんに適切なものを選択する裁量と責務があるが、病院薬剤師においても、院内における医薬分業の理念に基づき、院内の医薬品のマネジメントを担う責務がある。即ち、院内で採用する医薬品の適正なマネジメントにより、安全で効率的かつ経済的な運用、安全で質の高い薬物療法の提供とともに経営に資することが求められている。更に外来診療においては、今日そのほとんどが院外の保険薬局で調剤される状況から、地域保険薬局の調剤を前提に、薬剤師会と連携を図り地域医療へ貢献することが求められている。

GE の利用は患者の自己負担を軽減するだけでなく医療費全体の圧縮につながり、我が国の医療保険制度を守るために、薬剤師は他の医療従事者の理解を得るように働きかける責務があろう。医療の現場においては GE と先発医薬品を区分せずに、患者さんを救う「医薬品」として捉えるべきで、製剤として GE が劣り先発医薬品が優れているわけではない。むしろ優れた GE 製剤も数多くある。

市立大学附属病院、同附属センター病院、横浜市立市民病院においては、既に 2002 年から、薬剤部を中心に検討を行い、院内では GE の採用促進、院外では地域薬剤師会と協働して一般名処方や代替調剤処方せん発行の推進、お薬手帳の活用に取り組んできた。数ある同一成分薬品の中から、製剤特性、包装表示等の識別性等を検討し、安価で安全で利便性等に優れた製剤を選定し、オーダリングを含め適正にマネジメントすることは薬剤部の責務と考えたからである。

今回は地域保険薬局との連携を踏まえ、安全管理や健全な病院経営等のために、GE を活用したリスク回避策、GE を安全に使用する対策、製剤特性、販売名や外観等を実際にどのように評価し採用を決めているか等、GE の普及に先駆的に取り組んできた医療現場の実例を挙げて、その課題といくつかの提言を伝えたい。

分科会
11